

社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会

平成29年度 事業計画

基本方針

我が国は、少子高齢化・核家族化に伴い家族形態の変化により、地域社会も大きく変わりつつあります。また、地域住民が抱える生活課題も多様化、複雑化しており、公的サービスだけで解決することが困難な中、地域で暮らす全ての人がいきいきと幸せな生活を送るためには、住民同士の支え合いやセーフティーネット機能の強化が重要であります。国においては「ニッポン一億総活躍プラン」及び「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示し、これまでの地域包括ケアの推進と併せて、あらゆる地域、あらゆる世代を対象とした新しい地域包括支援体制を確立し、誰もが支え、支えられる地域づくり、人づくりを目指すこととしております。また、社会福祉法の改正により、社会福祉法人が公益的な取り組みの実施が責務とされ、地域福祉の主要な担い手としての役割を果たすことができるよう、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化などの改革を確実に実施するための改正が行われました。

本会においては、支え合いの地域づくり、人づくりという視点を認識し、平成28年度には、本年度から始まる新たな地域支援事業に向けて生活支援体制整備事業への対応を西部・南部（因島）地域包括支援センター圏域において展開しております。平成29年度から新たに加わる中央・北部・南部（生口島）地域包括支援センターの各圏域にも積極的な事業展開を行ってまいります。また、この4月から実質的な運用が始まる社会福祉法の改正に伴う、地域における公益的な取り組みを実施する責務にも対応します。更に、日本財団からの子どもサポート事業・市からの受託事業である学習支援事業・認知症カフェ推進事業にも積極的な事業展開を行い、現事業である小地域活動やボランティア養成事業、ふれあいサロン事業などを地域における関係者とのネットワークを推進し、身近な地域での見守りや話し相手などの生活支援ができるように取り組むとともに、権利擁護事業や認知症見守り事業、子育て支援事業、住民参加型有料サービス事業などを実施して、市民の理解を深め、地域福祉活動への市民参加と協力体制の充実を図ってまいります。

老朽化が進む因島福祉会館内に位置しております因島支所につきましては、平成30年度開設される仮称因島総合福祉保健センター内において、因島地域の福祉の拠点とすべく、市と協議を進めていきます。

介護保険法の改正に伴い、平成29年度は介護予防給付のうち、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の事情に応じて、市町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとなりました。

この制度改正における報酬の減額改定により、介護保険事業所経営は一層厳しい状況となってきますが、限られた資源を有効に活用して、簡素で効率的・効果的な事業所運営に努めるとともに、本会の組織、体制等の在り方の再構築も図ってまいります。

【重点事業】

1. 生活支援体制整備事業

改正介護保険法により平成29年度から新たな地域支援事業が始まります。平成28年度は、西部・南部（因島地域）地域包括支援センター圏域の生活支援体制整備事業を市より受託しましたが、平成29年度は新たに中央・北部・南部（生口島）圏域も受託することとなりました。

地域住民、民生・児童委員、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人などが協働し、それぞれの強みを生かして地域で支え合い体制を創出していきます。

2. 小地域ネットワーク事業

身近な福祉課題を地域で解決するための体制づくりに取り組み、地域における、きめ細やかな福祉活動が展開できるよう、小地域における住民参加による助け合いのネットワークづくりを推進します。

3. 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンター尾道）

尾道市から受託した生活困窮者自立支援事業においては、平成29年度より新たに学習支援事業を加えることとなりました。より一層円滑な運営に努め、関係機関と連携し、複合した生活課題を抱える生活困窮者の早期発見を図り、また、生活困窮者が自立した生活を行なえる必要な支援を実施いたします。

4. ボランティア養成事業

地域で安心して生活していくためには、市民参加によるボランティア活動がとても大切な時代となっています。生活支援等の新たなボランティアを育成するために各種のボランティア養成講座を実施し、更なる地域ボランティア組織の育成を図ります。また、万一の災害に備えて、市と連携し講演会・被災者生活サポートボラネット活動にも取り組みます。

5. ふれあいサロン事業

介護保険事業の介護予防の取り組みが見直されるなかで、ますますサロンの役割が重要になってきます。地域での仲間づくりや異世代との交流を行い、人と人とを結ぶふれあいの場として、ふれあいサロン事業に取り組みます。地域の人が運営に携わり、サロンを通して地域の絆が強まるとともに、生活支援や介護予防を進める拠点として一層の充実に努めます。

6. 認知症の人にやさしいまちづくり事業

認知症サポーター16,500人（現在15,724人）を目標に認知症サポーター養成講座を開催するとともに、支援員による認知症高齢者見守り事業を実施します。平成29年度より市の受託事業として、認知症カフェ推進事業も加わり、認知症の方々にやさしい街づくりを推進します。

7. 子育て支援事業

「ブックスタート」「ブックスタート・プラス」「ブックステップアップ」の3事業を実施するほか、地域子育てサロンの充実を図り、尾道みなと祭、キッズフェスタ等のイベントにも積極的に参加を行い、尾道市内の子育て支援者とのネットワークづくりを推進します。

8. 改正社会福祉法への対応

社会福祉法が改正され、実質的な運用は平成29年4月1日からとなります。これに伴い社会福祉法人には、経営組織のガバナンス強化・財務規律の強化・公益的な取り組みを求められることになるため、法人運営のあり方などについて見直しも必要となり、本会としては一層の社会貢献を行ってまいります。

9. 認知症地域支援推進員設置・運営事業

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族の相談・支援、認知症セミナー、認知症サポーター養成講座の開催、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療・介護などのサービスが受けられるよう医療機関等関係機関への繋ぎや連絡調整などの支援を行います。

【事業実施計画】

1. 法人運営事業

- (1) 理事会、監事会、評議員会の運営
- (2) 各委員会の運営
- (3) 福祉基金・ボランティア基金・金山基金の管理・運営
- (4) 会員の加入促進
- (5) 寄付金の受付
- (6) 改正社会福祉法への対応

2. 地域福祉事業

(1) 地区社協等地域組織化事業

① 地域ネットワーク事業

地域のさまざまな組織や保健推進員、民生委員・児童委員、ふれあいサロン協力者などと連携して、支えあいの地域づくりを推進する地区社協を支援します。

また、モデル地区に指定した地区社協と協働して、生活課題を把握し住民同士の支え合い・助け合いのまちづくりのネットワークを推進します。

② 生活・介護支援サポーター養成、スキルアップ事業

生活・介護支援サポーターを養成し、地区社協における小地域ネットワークの見守り活動との連携を図り、地域福祉活動の担い手として定着するよう取り組みます。

③ 地区社協会長会議の開催

④ 地域活動研修会

地域福祉についての意識を高め、福祉活動やボランティア活動を推進します。

ア、瀬戸田地区 生口島地域ケア連絡協議会（スイミー）と連携を図り、介護予防・地域づくりに向けた研修会を開催予定。

イ、地域づくり講演会（年2回）

(2) ふれあいサロン事業

歩いて行ける距離にある小地域単位でのサロンが求められており、地域の集会所などで、閉じ込もりがちな高齢者等を対象にサロンを開催します。

① 研修会・交流会を開催（ボランティア研修）します。

② 専門講師派遣事業

③ 社協型総合推進事業（小地域のお茶の間づくり）

生活課題を、身近な居場所（常設的なお茶の間サロン）を拠点にして、それぞれの地域の実情に応じた手法で、住民が把握・共有し、自らの力で解決できる仕組み（支え合い活動）を作ります。

④ サロンへの支援

サロン活動のマンネリ化を防ぐために、支援員が出向いて指導や支援をします。また、新規サロンの立ち上げに協力します。

(3) 生活福祉資金貸付事業

この事業は、低所得者等の経済的自立および生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。その対応には関係機関との連携や迅速性が求められます。民生委員・児童委員及び、くらしサポートセンター尾道と連携しながら県社協への申請につなげていきます。また、借り受け世帯に対しては、円滑な償還が行われるよう支援・指導を行います。

(4) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

専門員や支援員を配置し、認知症高齢者や知的・精神等の障害により、判断能力の不十分な人を対象に、福祉サービス利用手続きの援助・代行、日常的な金銭管理の援助、通帳の預かり等により地域での自立した生活を支援します。

各支所や関係機関と連携して迅速な対応をするとともに、支援員のスキルアップを図るため、研修を実施します。

(5) 法人後見事業（成年後見事業）

専門員と支援員を配置し、成年後見制度の利用が必要と思われる方を法人後見人として受任し、財産管理や福祉サービスの利用等の身上監護について、本人の思いを大切にしながら支援します。また、関係機関、あんしんサポートセンターかけはし及び他市町社協と連携し、情報交換を行い、成年後見制度の啓発に努めます。

(6) 認知症高齢者見守り事業

① 専門員と支援員を配置し、在宅で認知症高齢者を介護している世帯等から

の要請により、支援員を派遣し、認知症高齢者の話し相手や見守り、家族の話し相手として対象世帯を訪問します。

- ② 支援員のスキルアップを図るため、定期的に研修を実施します。
- ③ 在宅介護者の集いを年6回実施し、在宅での介護者の負担軽減を図ります。

(7) 認知症サポーター養成事業

地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを数多く養成するとともに、小・中・高等学校でも積極的に講座を開催し、児童・生徒などのサポーターを養成します。子どもから大人まで認知症についての正しい理解を図り、市民参加により認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(8) 認知症カフェ推進事業

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な主体が地域で自主的に運営する認知症カフェの取り組みを推進します。

(9) 住民参加型ふれあいサービス事業

ごく普通に助けたり助けられたりの関係がある地域をめざし、市民相互の助け合いの仕組みとして住民参加型ふれあいサービス事業を推進します。

関係機関と連携をとりながら、地域のニーズに応じていくとともに、サービス提供の充実を図るためサービス会員の増員に努めます。

また、サービス会員のスキルアップを図るため、定期的に研修を実施します。

(10) 介護器具等の貸し出し

車椅子等の介護器具、チャイルドシートを貸し出します。

(11) 福祉総合相談事業

① 弁護士、元調停委員、司法書士、社会福祉士及び元公証人による専門相談をそれぞれ毎月1回行います。

② 精神保健ボランティア「コスモス」による、心の相談を実施（毎週月曜日）、日常的には職員が困り事や福祉相談に対応します。

(12) 生活困窮者自立支援事業（くらしサポートセンター尾道）

生活困窮者が生活保護に至らないように、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、自立にむけた支援を行います。

① 自立相談支援事業（生活課題の相談に応じ、その課題の軽減や解決を図る）

② 家計相談支援事業（世帯における収入及び支出を適切に把握できるよう助言指導を行う）

③ 学習支援事業（小学生・中学生を対象として、基礎学力の定着やコミュニケーション能力の向上に努める。）

④ 緊急食糧一時支援事業（広島県共同募金会及び「ハローズ」などの協力を得て、生活の自立にむけ緊急一時的な支援を行う。）

(13) 福祉まつり・社会福祉大会等の開催

① 第45回おのみち福祉まつりの開催 10月15日（日）

② 尾道市社会福祉大会の開催 11月21日（火）

③ 御調地区健康福祉展への参加 10月28日（土）・29日（日）

- ④ 向島健康福祉まつりへの参加 10月21日(土)
- ⑤ 地区福祉まつりへの協力
- (14) 広報啓発活動
 - ① 市社協だよりの発行(年6回 全世帯)
全世帯に配布し、福祉情報、ボランティアの啓発を行います。
 - ② 子育てサロン通信(年4回程度)の発行
 - ③ ホームページの定期的な更新による情報提供や各種チラシ、地元新聞、FMおのみち等による広報活動を行います。
- (15) 民生委員児童委員協議会との連携
民生委員・児童委員協議会の定例会へ出向き、社協が行っている事業について説明し、協力を依頼します。
- (16) 生活支援体制整備事業
改正介護保険法による平成29年度より新たな地域支援事業が始まることから、平成28年度は、西部・南部(因島地域)地域包括支援センター圏域の生活支援体制整備事業を受託しました。平成29年度は新たに中央・北部・南部(生口島地域)地域包括支援センター圏域も受託し、地域住民、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人などが協働し、それぞれの強みを生かして地域で支え合う体制を創出していきます。
- (17) 子どもサポート事業
日本財団の助成により、家庭の事情などで学習環境等が整わない小学生1年～3年向けに、学校や家とも違う第三の居場所を提供します。子どもの生活リズムを整え、学びへの意欲を高めることで、子どもが将来の自立につながる力を身につけるよう支援します。
- (18) ひとり親家庭学習支援事業
生活困窮者自立支援の学習支援事業と合わせて事業を実施し、小学生・中学生を対象として、基礎学力の定着やコミュニケーション能力の向上に努めます。

3. 福祉人材養成事業

- (1) ひとり親家庭の就労支援講座
医療事務講座、調剤薬局事務講座、介護職員初任者研修、簿記講座、パソコン教室などの就労に役立つ講座を開催します。(母子・父子福祉事業へ再掲)
- (2) 大学、専門学校など社会福祉援助技術実習生の受け入れ
- (3) 日本赤十字社講習会
- (4) 人材確保推進体制整備事業

4. 福祉教育推進事業

- (1) 児童・青少年を対象とした福祉教育
 - ① ボランティア実践校事業
 - ② 出前福祉教室の開催(車椅子、手話、点字、高齢者疑似体験など)

③ 青少年ヤングボランティアスクールの開催

5. ボランティア活動推進事業

ボランティア活動を推進するため、地域の実情に応じた各種養成講座や研修会を開催し、多様なニーズに対応できるボランティア組織の育成を推進するとともに、ボランティア団体やNPO法人との連携を深め、福祉のまちづくりを進めます。

(1) ボランティアセンターの運営

- ① ボランティアの相談・情報提供
- ② ボランティアの派遣
- ③ 各ボランティア連絡協議会への協力
- ④ 尾道ボランティアネットワーク事業
- ⑤ ボランティア保険・行事保険・在宅サービス保険などの受付
- ⑥ 福祉活動機材の貸し出し
- ⑦ 尾道市被災者生活サポートボラネット推進会議の開催

(2) ボランティア養成事業

ボランティアの交流を図り、新規ボランティアの発掘のために、次の養成講座や研修会を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやボランティア団体への参加を促進します。

- ① 保育ボランティア養成講座
- ② 読み語りボランティア養成講座
- ③ お掃除ボランティア養成講座

6. 高齢者福祉事業

(1) 第43期尾道いきいき大学

60歳以上の方に生涯学習の機会を提供し、新しい仲間を作りと実り豊かな人生を送っていただくため、次の講座を実施します。

- ① 教養講座 (年8回)
- ② 実技講座 (毎月2回 全20回)
書道かな・書道漢字・園芸・野菜・絵画・英会話・自由花・俳句・茶道・パソコン(木・金の2コース)

(2) 敬老会(各地区社協・町内会等で実施)

敬老の日を中心に地区社協・町内会単位で開催します。

7. 障害者福祉事業

障害者の自立を促進するため、支援者を養成する各種講座の開催や、障害者が社会参加に役立つ、次の事業を行います。

(1) 障害者社会参加促進事業

本所、支所がそれぞれ障害者の社会参加と自立を推進する各種講座やボランティアの養成講座を実施します。

- ① 各種養成講座(手話、点訳、朗読、要約筆記)

- ② コミュニケーション支援事業の実施（手話通訳者、要約筆記者の派遣）
 - ③ 障害者スポーツ教室の開催（水中ウォーキング、スポーツ吹き矢、水泳、グランドゴルフなど）
 - ④ 啓発普及事業（「障害者週間」尾道福祉大会の開催）
 - ⑤ 生活訓練事業（中途失明者及び知的障害者のための講演会及び料理教室など）
 - ⑥ 視覚障害者への点字広報・音声情報の提供
 - ⑦ IT総合推進事業（パソコン教室）
 - ⑧ 芸術文化講座（習字教室）
- (2) 尾道市障害者自立支援協議会等への参加
 - (3) 尾道市身体障害者福祉協会、尾道手をつなぐ育成連合会など障害者当事者団体への支援・協力

8. 児童福祉事業

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
 - ① ブックスタート事業（4カ月児を対象）
 - ② ブックスタート・プラス事業（1歳6カ月児を対象）
 - ③ ブックステップアップ事業（3歳児を対象）
 - ④ 子育てサロン事業（子育てサロン関係者会議、子育てサロン連絡協議会の開催、子育てサロン交流会、子育て講演会などの開催）
 - ⑤ およこカフェ、およこ広場等子育て支援事業
 - ⑥ 医師会少子化対策委員会、要保護児童対策地域協議会、健康おのみち21等への参加
- (2) 尾道子育て支援ネットワークへの協力

9. 母子・父子福祉事業

- (1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、介護職員初任者研修、簿記講座、パソコン教室などの就労に役立つ講座を開催します。
- (2) 学習支援事業（小学生・中学生を中心に学力の向上に努める。）
- (3) 尾道市母子寡婦福祉連合会との協力

10. 尾道市総合福祉センター等の管理

- (1) 尾道市総合福祉センターの管理（指定管理者として円滑な運営を推進）
- (2) 向島愛あいセンターの管理（指定管理者として円滑な運営を推進）
- (3) 因島福祉会館の管理（指定管理者として円滑な運営を推進）また、平成30年当初に因島総合福祉保健センター（仮称）に移転予定です。移転先においても引き続き指定管理者になるかは、市と今後協議してまいります。

11. 尾道市総合福祉センター事業（別紙）

高齢者、障害者、児童、母子・父子等各センター対象者の福祉増進のための講座、及び行事、並びに三世代交流の事業を実施します。

- (1) 老人福祉センター事業
- (2) 障害者福祉センター事業
- (3) 児童センター事業
- (4) 母子・父子福祉センター事業

12. 共同募金事業への協力

厳しい経済状況ですが、目標額は、平成29年度も前年度同様に2,150万円とします。共同募金の役割とその助成の仕組みなどを広く理解していただき、戸別・街頭・法人・職域・学校等で募金運動に取り組みます。

寄せられた浄財は、福祉事業費及び本会の事業費、並びに市内のボランティア団体、福祉団体の活動費として有効に活用します。

13. 地域包括支援センター事業（尾道市西部地域包括支援センター）

尾道市西部圏域在住の高齢者が、住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように、保健・医療・福祉をはじめ様々なサービスを必要に応じ、総合的・継続的に提供し、地域における包括的な支援の実現を図るため、包括的支援（総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）、認知症地域支援推進員設置・運営事業、介護予防普及啓発事業を実施します。

また、本年度は、介護保険制度の改正に伴う介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（総合事業）について、行政や関係機関、地域住民と連携を図りながら、周知・理解を促し、利用者に対しては、健康維持・改善が図れるようプランを提案していきます。

14. 介護保険事業

尾道市においては、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の給付について、本年度より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されることにより、適切に対応するとともに、今後とも、高齢者が安心して自立した日常生活を送れるよう、より良いサービスを市民に提供することにより、一層、地域に貢献し、安定した運営ができるように、各事業を推進していきます。

また、事業に関わる情報の共有、業務改善、研修伝達などのため、毎月全事業所で連絡会議を開催します。

- (1) 居宅介護支援事業所の運営（本所・瀬戸田支所）

〔事業所目標〕

- 尾道市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

「介護保険の動向をつかみ新しい総合事業を理解することができるようになる」

「介護保険以外の関連制度を理解し連携することができるようになる」

- 尾道市社会福祉協議会すずらん居宅介護支援事業所

「認知症の人を含む高齢者の理解と地域を知ることができ、支援に繋げられる」

1. 多職種連携が図れる。ネットワークをつくる。
 2. 本人が意欲をもてるケアプランが作成できる。
- (2) 訪問介護事業所（ホームヘルパー）の運営（本所・因島支所・瀬戸田支所）
〔事業所目標〕
- 尾道市社会福祉協議会訪問介護事業所
 - 「初心に返り素直な気持ちで利用者に接し、質の良いサービスを提供する。」
 - 「魅力ある職場づくりに努め、ヘルパーの輪を広げる」
 - 尾道市社会福祉協議会因島ホームヘルパーステーション
 - 「体調管理に心がけ、ヘルパー間の連絡を密にし、的確な援助をする」
 - 尾道市社会福祉協議会すずらん訪問介護事業所
 - 「ストレスをためず健康に過ごす」
 - 「自己満足ではなく、利用者の自立に向けて援助を行い、充実した生活を送ってもらえるような声かけと笑顔で信頼関係を築く」
 - 「専門職としてそれぞれの役割を認識し、自立支援を行なえる」
- (3) 訪問入浴介護事業所の運営（本所）
〔事業所目標〕
- 尾道市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所
 - 「わからない事、困っている事があれば素直に言えるようスタッフ間のコミュニケーションを大切にする」
 - 「サービス提供技術の向上」
 - 「利用者、家族とのより良いコミュニケーションが保持できるよう心がける」
- (4) 通所介護事業所（デイサービス）の運営（本所・因島支所）
〔事業所目標〕
- 尾道市社会福祉協議会ふれ愛デイサービスセンター
 - 「ここが自分の居場所だと思ってもらい、安心して過ごせるデイサービスになる」
 - 「接遇技術をみがく」
 - 「連携を密にし、確かな情報を共有する」
 - 尾道市社会福祉協議会因島デイサービスセンター
 - 「来てよかった」と思っていただけのデイに
 - 「また来るね」と次の楽しみにつながるデイに
 - 楽しみ、安心が感じられるデイに

15. 障害福祉サービス事業

障害者福祉サービス事業においては、介護保険事業において自立支援を行ってきた各種事業に関するノウハウを障害福祉サービスに反映させ、地域住民から発せられるニーズに耳を傾けます。

- (1) 訪問介護事業所の運営（本所・因島支所・瀬戸田支所）
- (2) 訪問入浴介護事業所の運営（本所）
- (3) 通所介護事業所の運営（本所）

(別 紙)

尾道市総合福祉センター事業

【老人福祉センター事業】

尾道市在住の60歳以上の方を対象に、出かけるきっかけづくりとなる教室・行事の企画・運営を行い、みなさんに健康で明るい生活が送っていただけるよう応援します。

- 機能回復訓練 ○ぼかぼか体操 ○じんわりストレッチ
- 転倒予防教室 ○男のストレッチ ○あきらめない膝ケア
- うたを楽しもう ○囲碁・将棋クラブ ○ここからケア
- うたごえ体操（身体を動かして楽しむ）
- むつみ会（一人暮らし高齢者の集い）
- 脳もいきいき（脳を活性化させる） ○三世代交流事業
- お気楽クラブ（機能回復訓練室利用者対象）
- 60歳からのハワイアン・フラ ○干支の押し絵を作ろう
- 60歳からのゆったりバレエストレッチ

【同好会】

- 絵手紙、クッキング、3B体操、男の手料理（火・水コース）

【障害者福祉センター事業】

尾道市在住の障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちの方を対象に、外出や社会参加のきっかけづくりとなる教室・行事の企画・運営や機能回復訓練などの事業及び各種の相談に応じます。

- 機能回復訓練 ○パソコン入門 ○楽しむハーモニカ
- あったかクッキング ○はーとらんど ○うたの花束
- チャレンジクッキング ○ふでふで工房（知的障害者のための習字クラブ）
- スポーツを楽しもう（水中ウォーキング、スポーツ吹き矢）
- 障害者のつどい
- つどい（フラワーアレンジメント・お菓子等）あと同好会もあります

【同好会】

- 栗クラブパソコン ○悠々パソコン ○習字同好会

【児童センター事業】

尾道市在住の0歳から18歳までの子ども達のための児童厚生施設です。“あそび”を通して子どもの創造性・自主性・社会性を育むための色々な活動や行事など子どもの居場所作りを行っています。また、子育ての悩みを共有し、子どもの発達や虐待などの早期発見に努めています。(就学前の子どもは保護者同伴で利用)

- 自由遊び（竹馬、一輪車、卓球、おはじきカラム、カプラ、遊具など）
- あーと・らぼ（就学前の親子対象） ○えほん・よみかたり
- けん玉であそぼう ○カプラであそぼう ○コマであそぼう
- 茶道をたのしもう ○子どもいけばな教室 ○お手玉で遊ぼう
- こども歳時記体験（四季の行事体験） ○夏休みチャレンジ教室
- 新年おたのしみ会 ○イベント（児童巡回劇、こども映画祭など）

【母子・父子福祉センター事業】

尾道市在住のひとり親（母子・父子）家庭、寡婦の人、乳幼児の親子のための施設です。就労支援講座や子育て支援の講座などを開催しています。また、ひとり親家庭の交流の場として親子交流会を行っています。

- 就労支援講座（医療事務講座、調剤薬局事務講座、介護職員初任者研修、簿記講座、パソコン教室など）
- ひとり親家庭の親子交流会（クッキング、バーベキューなど）
- 乳幼児の親子の交流事業（おやかカフェ、おやか広場など）

【同好会】

- 尾道市母子寡婦福祉連合会の同好会（革工芸、煎茶、料理）